

令和2年12月21日

## 年末年始のGo To 商店街事業の取扱いについて

Go To商店街事業については、これまで、札幌市における「集客を伴う商店街イベント等事業」の実施見直し等の要請が北海道より発出されており、11月26日（木）から12月27日（日）までの期間に関して、その実施を見合わせる事としております。

去る12月11日（金）に行われた第18回新型コロナウイルス感染症対策分科会において、「命と暮らしを守るためには、社会を構成する一人ひとりが年末年始を静かに過ごすことが求められます。」との提言がなされました。

これを受け、年末年始において最大限の新型コロナウイルス感染症対策を講じるための特別な措置として、本事業について、令和2年12月28日（月）から令和3年1月11日（月）までの期間、外出による感染リスクを最小限にするため、集客を伴う商店街イベント等を全国一斉に一時停止することとします。